

☆東証公式 Facebook

<https://www.facebook.com/TokyoStockExchange>

★東証公式 twitter

https://twitter.com/tse_pr

=====

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。

=====

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 168

1. 東京アジアレプラカン株式会社に対する勧告等について

関東財務局が実施した東京アジアレプラカン株式会社（東京都千代田区）に対する検査の結果、当該適格機関投資家等特例業務届出者に係る問題が認められたことから、平成 28 年 10 月 7 日、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告しました。

適格機関投資家等特例業務（いわゆるプロ向けファンド業務）については、従来は、行政処分の対象となっていませんでしたが、平成 28 年 3 月の改正金融商品取引法の施行により、行政処分が可能となりました。

本件は、改正金融商品取引法を適用しての初めての勧告・行政処分案件です。

（公表文） http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161007-1.htm

【事案の概要】

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」といいます。）として、匿名組合契約に基づく権利等（以下「ファンド」といいます。）の取得勧誘及び出資金の有価証券運用を行う特例業務届出者（平成 26 年届出）です。

特例業務の要件の 1 つに適格機関投資家（いわゆるプロ）からの出資がありますが、当社のファンドは適格機関投資家から見せかけの出資を受けていたに過ぎず、特例業務の要件を満たしていませんでした。このため、当社が行っていたファンドの取得勧誘及び運用は、金融商品取引業の登録が必要なものとなっていました。

また、当社は、ファンド運用において、ファンドの評価損を考慮せず実現益のみに着目して、出資者に分配金を支払っていたほか、当社自身も成功報酬を受け取っているなど、投資者保護上問題のある業務運営を行っていました。

上記の根本原因としては、当社代表の法令等遵守意識及び投資者保護に対する認識が著しく欠如していることにあると考えられます。

なお、本件については、改正金融商品取引法が施行される以前に行われた無登録でのファンドの取得勧誘行為については行政処分を求める勧告の対象とはなっていません。当社に対しては、平成 28 年 10 月 14 日に関東財務局から（１）業務廃止命令、（２）業務改善命令の行政処分が発出されました。

特例業務届出者は、基本的にはいわゆるプロ投資家を相手に業務を行う者です。金融商品取引法の改正により、プロ投資家以外の出資者の範囲が見直されました。平成 28 年 3 月 1 日以降は、一般個人の出資は原則として禁止となって

います。

2. オー・エイチ・ティー株式会社株券に係る相場操縦事件の告発について

証券監視委は、平成 28 年 8 月 22 日（第一事件）及び 10 月 11 日（第二事件）、改正前の証券取引法違反（相場操縦）の嫌疑で、犯則嫌疑者（元弁護士）をさいたま地方検察庁に告発しました。

【告発の対象となった犯則事件の概要等】

第一事件は、犯則嫌疑者が共謀の上、東京証券取引所が開設するマザーズ市場に上場されていたオー・エイチ・ティー株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、その株価を操作したものです。

犯則嫌疑者は、平成 17 年 10 月 17 日から同月 25 日までの間、7 取引日にわたり、同市場において、同株券の売買を誘引する目的をもって、

(1) 5 名義で、証券会社 8 社を介し、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上げる、引け間際に高指値注文を行って終値を引き上げるなどの方法により、同株券合計 2453 株を買い付ける一方、同株券合計 824 株を売り付け、

(2) さらに、3 名義で、証券会社 5 社を介し、大量の下値買注文を入れるなどの方法により、同株券合計 4118 株の買付けの委託を行い、

同株券の株価を 27 万円から 31 万 4000 円まで高騰させるなどし、もって、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託を行いました。

さらに、犯則嫌疑者は、同期間中、4 取引日にわたり、同市場において、他人をして株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、3 名義で、証券会社 7 社を介し、同株券合計 723 株について、売り付けると同時に別途買い付け、もって、権利の移転を目的としない仮装の同株券の売買を行いました。

第二事件は、犯則嫌疑者が単独で、オー・エイチ・ティー株式会社の株券に

ついて、その株価の高値形成を図ろうと企て、その株価を操作したものです。

犯則嫌疑者は、平成 18 年 11 月 21 日から同月 30 日までの間、7 取引日にわたり、同市場において、同株券の売買を誘引する目的をもって、

(1) 10 名義で、証券会社 15 社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 392 株を買い付ける一方、同株券合計 438 株を売り付け、

(2) さらに、6 名義で、証券会社 6 社を介し、複数の価格帯に下値買注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計 50 株の買付けの委託を行い、

同株券の株価を 103 万円から 114 万円まで高騰させるなどし、もって、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託を行いました。

さらに、犯則嫌疑者は、その頃、同市場において、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、10 名義で、証券会社 14 社を介し、同株券合計 258 株について、売り付けると同時に別途買い付け、もって、権利の移転を目的としない仮装の同株券の売買を行いました。

本件は、法令遵守が強く求められるべき弁護士の職にあった犯則嫌疑者が長期間にわたり実行し、最終的には、その株価暴落により各証券会社に多額の立替金を発生させるなど、市場に著しい混乱をもたらした一連の相場操縦の一部を構成する重大かつ悪質な事件といえます。証券監視委が、こうした証券取引の公正を害する悪質な行為に対して、告発して刑事訴追を求めるなど厳正に対処することは、証券市場の健全な発展の観点から重要であると考えています。

また、本件調査においては、日本取引所自主規制法人から多大な支援を受けています。証券監視委が、問題事案に即した効果的・効率的な対応を行うためには、自主規制機関等の関係機関との協力が非常に重要であり、今後も緊密に連携していきたいと考えています。

(本件に関する公表文)

第一事件

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160822-1.htm

第二事件

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161011-1.htm

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>